

## 西村あさひ法律事務所

## 自動車メーカーに対する製造物責任訴訟の裁判管轄に関する米国連邦最高裁判所の判決紹介

紛争解決ニューズレター

2022年9月15日号

執筆者:

E-mail✉ [弘中 聡浩](mailto:hiroyuki@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [高畑 ゆい](mailto:yui@nishimura-asahi.com)

※本ニューズレターは、2022年9月14日現在の情報に基づいています。

## 1. はじめに

原告は、裁判の提起時に、自ら有利な裁判地の裁判所を選択することができますが、訴えられた被告は、そのまま当該裁判所での手続を甘受するか、それとも当該裁判所での手続は認められないとして、当該裁判所の権限を争うかを選択する必要があります。どのような場合に、被告が訴えられた裁判所での手続を甘受しなければならないかを定めたルールを、裁判管轄に関するルールと言い、各国は、この問題について、それぞれ自国法によるルール(国によっては国際条約上のルール)を持っています。米国では、この裁判管轄のルールについて、米国憲法のデュー・プロセス条項に基づき、長年にわたって複雑かつ独特の判例法理を積み重ねてきました。

米国連邦最高裁判所は、昨年2021年3月25日、Ford Motor Co. v Montana Eighth Judicial Dist. Court, 592 U.S. \_\_\_\_ (2021)において、この問題に関して1つの判断を示しました。本ニューズレターでは、この判決の内容を紹介し、本判決が日本企業にとって持つ意味について考察します。

## 2. 米国における裁判管轄法理

米国の裁判制度においては、陪審制度、ディスカバリー制度、懲罰的損害賠償、完全成功報酬で受任する原告側弁護士の存在など、原告の訴訟の提起及び遂行を容易にし、被告の応訴の負担を重くする制度が見られます。そのため、どのような場合に日本を始めとする外国企業が米国の裁判制度に服するかという米国における国際裁判管轄の範囲の問題は、世界中の企業の関心を集めてきました。もっとも、米国の場合、連邦制度を採用しているため、「国際」裁判管轄の問題以前に、州外の(米国の)被告が、いかなる場合に特定の州の裁判管轄に服するかが問題となり、「国際」裁判管轄の問題は、そのような米国の被告に関して問題となる裁判管轄の問題の延長線上で捉えられてきました。本件が、フォード社という米国企業が被告となった米国の国内訴訟でありながら、日本企業も関心を持たざるを得ない理由は、そこにあります。

元々米国法の下では、州が領域内の人と財産に対して有している物理的な権限に管轄の根拠を見出してきました<sup>1</sup>。しかし、州をまたぐ商業活動の発展によってこのような理論は時代遅れのものとなり、インターナショナル・シュー事件最高裁判決<sup>2</sup>の下で、連邦制度の文脈において被告に対する裁判管轄の行使が合理的といえ、被告と法廷地州との間にフェアプレイと実質的正義の伝統的概念に反しない程度の最小限度の接触があれば、州外の被告に対する管轄権の行使も正当化できるとされるようになりました。そして、被告と法廷地州との接触を検討するに当たっては、請求の種類にかかわらず管轄が認められる一般管轄(ダイムラー事件最高裁判決<sup>3</sup>)によれば、被告と法廷地州との間に、本質的に被告の本拠とされる程度のつながりが必要とされています。このほか、被告が同意した場合や、管轄違いの抗弁を放棄した場合、被告である個人が領域内に一時所在する際に送達を受け

<sup>1</sup> Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878).

<sup>2</sup> International Shoe v. Washington, 326 U.S. 310 (1945).

<sup>3</sup> Daimler AG v. Bauman, 571 U.S. 117 (2014).

た場合(この場合に認められる管轄を tag jurisdiction と呼びます。)に、認められるとされます<sup>4</sup>。)と、特定の請求についてのみ管轄があるとされる特別管轄とに分けて議論されてきました。もっとも、どのような場合にこのような最小限度の接触があるかは自明ではなく、複雑な判例法理が展開されてきました<sup>5</sup>。本件の判決は、そのような判例法理の展開の中で、被告とされたフォード社と法廷地州との間の関係が、特別管轄が認められるために必要な要件を充足しているかが争われた事案です。

### 3. 事案の概要

本最高裁判所判決は、米国の内外で自動車を製造・販売するフォード社の 1996 年型エクスポローラーと 1994 年型クラウン・ヴィクトリアが、それぞれモンタナ州及びミネソタ州で事故を起こしたことを発端として提起された訴訟に関するものです。これらの州に居住する事故の被害者の遺族ないし被害者が原告となり、フォード社に対し、それぞれモンタナ州及びミネソタ州で訴訟を提起しました。フォード社の設立地はデラウェア州であり、本社はミシガン州にあることから、原告は、モンタナ州及びミネソタ州ではフォード社に対する一般管轄を主張することはできません。そのため、原告がフォード社をこれらの州で訴えるためには、特別管轄を主張する必要があります。フォード社は、モンタナ州及びミネソタ州では、本件事故車両を設計・製造しておらず、また最初に販売していないとして、これらの州の裁判所は特別管轄の要件を満たさず、裁判管轄がないと主張しました。最高裁判所は、この 2 件の訴訟について、これらの 2 州の裁判所が特別管轄の要件を満たし、フォード社に対する裁判管轄が認められるかについて判断しました。

### 4. 最高裁判所の判断

最高裁判所は、審理・判断に加わらなかったバレット裁判官を除く 8 人の裁判官の全員一致で、フォード社に対する裁判管轄を認めました。

#### (1) 多数意見(ケイガン裁判官執筆)

多数意見は以下のように述べて、本件の法廷地州であるモンタナ州及びミネソタ州の裁判所の裁判管轄を肯定しました。

多数意見は、本件で問題となるのは特別管轄であるが、特別管轄が認められるためには、まず、(1)被告が、法廷地州を、意図的に利用していなければならない、また、(2)原告の請求が、被告の法廷地州との接触「から生じ」、又は「関連するもの」でなければならないと述べました。なお、本件では、フォード社も(1)の意図的な利用の要件の充足については争っていませんでした。

(2)の要件に関し、本件では、フォード社は、法廷地州で、当該事故車両の車種の広告、販売、サービス活動を行っていたものの、本件事故車両は、法廷地州で最初に販売されたものではなく、設計・製造されたものでもありませんでした。すなわち、本件事故車両は、ミシガン州で設計され、それぞれケンタッキー州及びカナダで製造されており、また、それぞれワシントン州及びノース・ダコタ州で最初に販売され、その後、モンタナ州及びミネソタ州の消費者に転売・移転されていました。フォード社は、このような場合、被告の法廷地州の活動「から(原告の請求が)生じ」たものではないとして、モンタナ州及びミネソタ州の裁判所に裁判管轄はないと主張しました。

しかし、多数意見は、「法廷地州との接触から生じた」か否かという要件は、因果関係の存在を要求するものであるが、上記(2)の要件の後半の「関連するもの」との要件は因果関係を要求するものではなく、何らかの関連性があればよいから、本件でも原告の請求は、法廷地州との接触と「関連するもの」と言えると述べました。その上で、多数意見は、フォード社は、法廷地州で、各種の広告を行い、フォード車の所有者との関係を育み、フォード社のディーラーは保証期間の終了後もフォード社の車両を整備・修理していること、フォード社は、モンタナ州及びミネソタ州の自社のディーラー及び独立系のオートショップに、交換用の部品を販売しており、このような活動でフォード社は金を稼ぐとともに、これらの 2 州の市民が一生涯フォードを運転することを助長していること、そして、フォード社は、これらの活動を通じて、本件事故車両について、組織的にこれらの 2 州の市場にサービスを提供していることを認定し、したがって、被告であるフォード社と法廷地及び訴訟との間に、強い関係があると判断しました。なお、このような

<sup>4</sup> GEORGE A. BERMAN, WILLIAM S. DODGE & DONALD EARL CHILDRESS III, TRANSNATIONAL LITIGATION 42 (2d ed. 2021).

<sup>5</sup> 米国における裁判管轄に関する判例法理の展開については、弘中聡浩「裁判管轄の法理の新展開-ストリーム・オブ・コマースの理論を巡って」藤倉皓一郎=小杉丈夫編『衆議のかたち② アメリカ連邦最高裁判所判例研究(2005~2013)』329 頁(羽鳥書店、2017 年)参照。

結論は、メイン州の引退した個人が(鴨の)木彫りの模型を作ってインターネットで販売するような場合に他州の裁判所の管轄に服することまでも含意しないと述べました。

その上で、多数意見は、原告は因果関係の存在を立証したとは言えないものの、フォード社のモンタナ州及びミネソタ州における活動がなければ、これらの2州の個人は、本件事故車両を購入せず、したがって本件訴訟が起きなかったかもしれないという関係があるので、本件においてこれらの2州の裁判所の裁判管轄を認めるには十分な関係があると判断しました。

そして、多数意見は、フォード社がこれらの2州においてこれらの活動を行うに当たり、これらの州法による恩恵と保護を受けており、このような援助の存在は、フォード社に、これらの2州で広範にマーケティングしている車種が、これらの州でその州民によって使用されるに当たり安全であるという義務を生じさせるとともに、これらの州の裁判管轄の行使はフォード社にとっても驚くべきことではなく、裁判管轄の行使は合理的であるとしました。また、多数意見によれば、フォード社は、本件事故車両がそれぞれ最初に販売されたワシントン州及びノース・ダコタ州の裁判所に裁判管轄があると主張するものの、これらの州は、モンタナ州及びミネソタ州よりも、被告、法廷地及び訴訟との関連の重要性は薄く、モンタナ州及びミネソタ州が、州外の被告の行為によって損害を受けた州に在住する原告に便宜な法廷地を提供する利益を持つことから、州間の連邦主義の原理も、モンタナ州及びミネソタ州の裁判所の裁判管轄の行使を理由付けると判断しました。

以上の理由から、多数意見は、本件におけるモンタナ州及びミネソタ州の裁判所の裁判管轄は認められると結論付けました。

## (2) アリート裁判官の同意意見

アリート裁判官は多数意見の結論に同意しましたが、概要以下のとおり多数意見の論旨には反対を述べました。

アリート裁判官は、多数意見は、原告の請求が、法廷地州との接触から生じ、又は関連するものでなければならぬとの要件を、制定法の解釈のように考え、前者の「関連から生じ」の要件と、後者の「関連するもの」の要件を、独立した要件のように考えているが、後者の「関連するもの」の要件を前者の「関連から生じ」の要件と切り離して考えることは、不必要であり、賢明でもないと述べました。アリート裁判官は、特別管轄を認めるためには、厳格な因果関係は不要であるが、何らの因果関係も不要ということではないとの見解を述べ、本件のようなフォード社のモンタナ州及びミネソタ州におけるような活動がなければ、モンタナ州及びミネソタ州では本件事故車両は走行していなかったであろうと推論することが合理的であると説明しました。アリート裁判官は、このようなフォード社の活動と本件訴訟の間には、常識的な意味での関係、すなわち、広い意味での因果関係はあり、このような形の関連性があれば、フォード社が主張するような形の厳格な証拠がなくても、人的管轄を認めることができるとし、他方で、後者の「関連するもの」の要件を特別管轄の独立した要件のように考えると、あらゆる事物はあらゆる他の事物と関連していることから、どのような場合に裁判管轄が認められるかについて、下級審裁判所の判断の助けにはならないと述べました。

## (3) ゴーサッチ裁判官の同意意見(トマス裁判官が参加)

ゴーサッチ裁判官は、多数意見の結論に同意しましたが、多数意見の論旨に反対するとともに、多数意見が出発点とするインターナショナル・シュー事件以後の判例法理をそのまま維持すべきかについて疑問を述べました。もっとも、どのような判例法理が適切かについて、明示的な説明はありませんでした。

ゴーサッチ裁判官は、まず、従前、特別管轄の要件として、原告の請求が、法廷地州との接触から生じ、又は関連するものでなければならぬとされてきたこと、そして、下級審は、この要件は、被告の現地での活動と原告の侵害の間に少なくとも「あれなければこれなし」の関係がなければならぬとしてきたが、この関係の立証は大変なものではないとされてきたことについて言及しました。

ゴーサッチ裁判官は、その上で、多数意見は、この理解から離れ、この要件を制定法の解釈のように考え、前者の「関連から生じ」の要件と、後者の「関連するもの」の要件を独立させて、後者の要件を充足するというためには因果関係の存在は不要と述べるものの、それと同時に、最初に本件事故車両が販売されたワシントン州及びノース・ダコタ州には関連性がないように述べていることを指摘し、なぜこれらの2州については関連性が不十分なのか理由が不明であると述べました。また、ゴーサッチ裁判官は、多数意見は、メイン州の引退した個人が(鴨の)木彫りの模型を作ってインターネットで販売するような場合に他州については関連性がないというが、関連性の程度は実質的に無限にあり、この関連性の基準が古い判断基準に取って代わるものか、それとも古い判断基準を補足するだけのものなのかは不明であると述べました。そして、ゴーサッチ裁判官は、多数意見は、フォード社のモンタナ州及びミネソタ州の裁判管轄を認めるために因果関係が不要という判断を行う必要はなく、本件のようなフォード社のモンタナ州及びミネソタ州におけるような活動がなければ、原告らが本件事故車両を購入しなかったであろうという「あれなければこれなし」の関係の立証は十分であると意見を述べました。



さらに、ゴーサッチ裁判官は、現在では、世界に発信できるインターネット広告のために、個人であっても足を踏み入れたことのない州の裁判管轄にも服さなければならなくなるリスクが出てきたことを指摘し、現代においても、従前の国際・シユール事件以後の判例法理をそのまま維持できるかについて疑問を述べますが、このことは、本件においてフォード社に対する裁判管轄の行使を認めるべきとの結論に何ら疑問を投げかけるものではないとしました。

## 5. 日本企業にとっての本判決の評価

米国最高裁判所は、2011年以降、被告に対する人的管轄を否定する判決を6件続けて出していました。本判決は、被告に対する人的管轄を徐々に肯定したものです<sup>6</sup>。このような判例の流れを踏まえると、本件判決は、原告の居住地において被告に対する裁判管轄を広く認めたものであり、日本を含む外国企業にとって脅威と映るかもしれません。しかし、フォード社は米国企業であり、多数意見の理由においては同社が米国国内のあらゆる州で自動車の販売促進活動を行っていたことが認定されているところ、日本を始めとする外国企業は、米国に子会社を設立し、当該子会社を通じて商品の販売活動を行っていることが多いと思われるため、このような場合にまで本件判決の法理が、このような形で米国で活動している米国外の企業にそのまま適用されるかには疑問の余地があります。

実際、本件では、フォード社が米国企業であったことから、米国のどこでも「最近フォード車を運転したかい?」、「堅牢に作られたフォード車」といった広告を目にしたと認定されており、法廷地とされたモンタナ州及びミネソタ州を、「被告が…意図的に利用していた」との要件を充足していることを、フォード社は争っていませんでした。しかし、日本を含む外国企業が、上記のように米国に子会社を置いて活動した場合、純粋な米国企業と異なり、子会社の所在地以外の州においても幅広く事業活動を行っているかどうかはケース・バイ・ケースであると考えられます。そのため、日本を含む外国企業が、子会社の所在地以外の州において当該州を「意図的に利用」していたとの要件を争うことは、本件におけるフォード社の場合よりも容易であることが多いと思われる。


以上のように考えると、本最高裁判所判決の判示は、従前の最高裁判所の法理を前提として、フォード社の置かれた状況を踏まえた事例判断と言うべきものであり、少なくともその結論において目新しいものは含んでいないと言えます。

他方で、本件では、アリート裁判官及びゴーサッチ裁判官は、同意意見の中で、多数意見は、特別管轄を認めるために「あれなければこれなし」との因果関係を不要と解するという新しい判断をしたと批判しています。確かに「原告の請求が、(法廷地州と)関連する」との要件が特別管轄の外延を画するとすれば、どのような場合に「関連する」と言えるかが曖昧であり、どの範囲で裁判管轄が認められるべきか、極めて判断が困難になるという問題があるように思われます。

また、一個人も、インターネットを使って州外はもちろん、海外との取引も容易に可能となっている今日においてどのように裁判管轄を規律していくかは、引き続き課題として残されています。本件の多数意見は、インターネット取引については別途原理的な考察を必要とすることから本判決の射程外であることを明示で述べた上で、メイン州の引退した個人が(鴨の)木彫りの模型を作ってインターネットで販売するような場合に他州の裁判所の管轄に服することまでは含意しないように述べています。しかし、ゴーサッチ裁判官が同意意見で述べるとおり、国際・シユール事件以後の伝統的な判例法理の下で、インターネットを利用して世界を相手に商売を行う個人について、どのような場合にまで他州の裁判管轄が及ぶことになるのか、合理的な規律ができるようにも思われません。外国企業にとっては、インターネットを用いた広告・販売が、どのような場合に米国の裁判管轄を肯定する理由とされるのかに関心を持たざるを得ませんが、本件は、インターネット取引に関する現代的な問題が直接的に争われた事案ではなかったことから、この点に関する解決は、今後の判例の展開に委ねられています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>6</sup> Patrick J Borchers, *Ford Motor Co. v. Montana Eighth Judicial District Court and 'Corporate Tag Jurisdiction' in the Pennoyer Era*, 72 CASE WESTERN RESERVE L.REV. 45, 48 (2021).